

京都市情報公開審査会答申第95号の概要

答申年月日	平成21年12月17日
請求内容	納税通知書送付先の宛名データ
所管課	伏見区役所区民部固定資産税課
所管課の決定	納税通知書送付先の宛名データについて、全部を公開しないとの公文書非公開決定を行った。
所管課の主張	<p>1 本件公文書は、納税義務者に対し固定資産税に係る賦課徴収に関する書類等を送付するため、納税義務者の住所等又は納税義務者からの申出による送付場所を送付先として管理している宛名参照マスターのうち、特定物件に係る宛名データである。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>(1) 第三者に開示することは、送付先の別途設定の有無にかかわらず、通常他人に知られたくないと認められる情報が明らかになってしまう。</p> <p>(2) 異議申立人が本件物件の異議申立人を含む近隣住民の生活上、健康上、財産の侵害が著しいと主張されていることについては、本件物件の状況を現地調査した際に、庭木が生い茂り、蚊などの害虫の発生が予測される状況であったものの、本件公文書を本件物件の所有者の所在の特定を目的として、公にすることが必要であるとまでは認められない。</p> <p>2 条例第7条第7号に該当することについて</p> <p>地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触しないためには、適法な手続により公開請求を行われることのみでは足りず、秘密を公開することが、実質的に全体としての法秩序に反しないことが必要である。</p>
不服申立人の主張	<p>1 真実の所有者は公文書公開請求制度以外の他の方法によって知ることはできず、特定物件の所有者の不法行為により異議申立人の財産権及び生活、健康に重大な被害が出ているため、公開することの公益性がある。</p> <p>2 地方税法第22条については、情報公開法の制度趣旨及び判例から、異議申立人が適法な手続によって情報公開請求をしている以上、公務員の守秘義務違反とはならない。</p>
審査会の判断	<p>1 異議申立人が求める情報は、本件公文書である宛名データのうち、個人宛名の場合では、住民基本台帳及び外国人登録原票の登録情報の一部を等用いて作成された住所（手動で更新された住所を含む。）、あるいは、宛名の登録内容とは異なる補助宛名として設定された住所を含むものと考えられる。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>不動産登記簿に記載されている所有者の住所のように、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、条例第7条第1号本文に該当する。また、担当保健所から、①異議申立人が主張する「重大な被害」が発生している状況でない、②特定物件を継続して監視の対象とする、などの報告を受けたこと、及び当審査会として、特定物件の状況を撮影した写真を確認した結果、少なくとも現時点において、条例第7条第1号ただし書の人の生命、身体、健康、生活又財産を保護するため、公文書公開請求制度によって広く一般に公にすることが必要であると認められる情報には該当しないと判断する。</p>

